

たばこの経済評価

研究分担者 平野 公康 国立がん研究センターがん対策情報センターたばこ政策支援部 研究員

研究要旨

日本たばこ産業株式会社（JT）による国内製造の独占、国内産葉タバコの全量買取、小売販売店の設置及び小売定価の認可制など、製造から流通までの各段階において、たばこ産業への政府の関与がある。

たばこ販売チャネルの主役は、たばこ販売専門店が設置する自動販売機からコンビニエンスストアへ交代してきた。自動販売機の深夜稼働自主規制および成人識別 IC カード（taspo）の導入は、この変化を加速させた。現在では、たばこ販売の約 3 分の 2 はコンビニエンスストアが担っており、コンビニエンスストアにとっても、たばこは全体売上の約 4 分の 1 を占める商材となっている。

世界のたばこ市場では、合併・再編を通じて、国際たばこ資本への寡占化が進んでいる。わが国の日本たばこ産業株式会社（JT）は、1999 年の RJR インターナショナルの買収、2007 年のギャラハー買収を成功させ、世界第 3 位の地位を確立してきた。現在では、海外のたばこ事業の売上高、利益はいずれも国内たばこ事業の約 2 倍の規模となっており、半分以上を海外で稼ぐグローバル企業に成長している。

JT が高い市場シェアを占めている日本、旧ソ連地域などは、他の先進諸国に比べてたばこの価格が低いと、値上げによる利益成長の余地が大きいとされる。

A. 研究目的

たばこの生産・製造・販売・消費など経済活動全般について評価すること

B. 研究方法

たばこの生産、製造、販売、消費など、たばこ産業の経済活動全般について、『新版 喫煙と健康—喫煙と健康問題に関する検討会報告書』（平成 14 年 5 月）が発表された以降の変化を対象として、包括的評価の見直しを行った。たばこ市場の環境変化、諸規制の導入、たばこ事業者の変遷などを考慮して、産業構造の変化を包括した。

（倫理面への配慮）

新たなデータは収集せず、既に発表された論文や報告等を収集し、必要なデータを更新して検討するため、倫理的な問題は生じないものとする。

C. 研究結果

1. わが国におけるたばこの流通

たばこ事業法制と国の関与

わが国では、たばこ事業法および日本たばこ産業株式会社法（JT 法）が定められ、これらの法制に基づいて国がたばこ関連産業へ関与している。

まず、葉たばこの買い入れについて、JT は事前に耕作者と契約を締結した上で、契約に基づいて生産された葉たばこの全量を買入れるものとされている。買い入れ価格は、JT 内に設置された葉たばこ審議会の意見を尊重しなければならないとされており、現状では外国産の輸入葉たばこの約 3 倍の高値となっている [1]。たばこ事業法は、JT に対して、国産葉たばこのすべてを買入れることを法的に義務付けるものではない。しかしながら、政府による株式保有を背景に、JT の経営判断として全量買取がこれまで継続されているとされている [2]。これは JT 法により、JT 株の政府保有義務は「発行済株式総数の 3 分の 1 超」と定められており、重要な経営事項に対して政府の関与が確保されているためである。

一方で、割高な国産葉たばこを買入れる JT の経営負担への見返り措置として、たばこの製造は JT の

独占となっている。また、JT が国内製造を独占することの弊害を防ぐため、JT から小売店への卸売価格の最高販売価格は認可制となっている。

さらに、小売販売店の設置は認可制、小売価格は財務大臣認可による定価制とされている。このため小売販売店にとっては、卸売価格の上限と販売価格の両側で認可制が採られている結果として、それらの価格差、いわゆる販売マージンが一定となっている[2]。

輸入たばこの拡大

JT がまだ専売公社の時代、日米貿易摩擦が深刻な政治問題とされ、5 カ国蔵相会議(G5)でドル高修正のために為替市場への協調介入が合意(プラザ合意)された昭和 60 年(1985 年)に、外国たばこの輸入、販売が自由化された。昭和 62 年(1987 年)には、輸入たばこ(紙巻きたばこ)の関税が無税となり、国内たばこ市場が海外のたばこ会社へ解放された。これ以降、国内たばこ市場における JT のシェアは一貫して低下傾向にある。現在では、輸入品の割合は約 4 割に達し、国産品の割合は約 6 割まで下がってきている[1]。これには、平成 17 年(2005 年)に JT がフィリップモリス「マールポロ」のライセンス生産・販売を終了し、海外製の輸入品に切り替わった影響も大きい[3]。

製品の流れ

国内生産されたたばこは、JT 子会社により配送され、小売り事業者に売り渡され、消費者に売られる。また、輸入された外国たばこは、通関手続きの上、流通基地・センター、営業所を経て、販売店に届けられる[1]。

2. 小売販売店の状況

小売販売店数

小売販売店の数は約 26 万店で、近年は減少傾向にある。たばこ小売販売店数については、平成 13 年の 30.7 万店をピークに、近年緩やかな減少傾向にあり、平成 26 年度は 26.5 万店であり、JT 発足当時の 26.7 万店とほぼ同水準である。ただし、コンビニやスーパーなど企業系小売店が増加する一方で、専門店が多いと言われる全国たばこ販売協同組合

連合会に加入する小売販売店数は、JT 発足当時の 22.8 万店から 6.9 万店と大きく減少している[2]。

小売店を取り巻く環境変化と主役交代

以前は、たばこ自動販売機が販売金額の大きな割合を占めていた。平成 7 年(1995 年)には、たばこ自動販売機の売り上げは約 1 兆 5000 億円に達し、たばこ総販売金額の約 40%を占めていた[4]。

未成年者の喫煙防止の観点から、平成 8 年(1996 年)よりたばこ業界による自動販売機の深夜稼働自主規制(23 時から 5 時)が、さらに 2008 年には成人識別 IC カード(taspo)が導入された。

これらの影響もあり、終日営業の割合が高く、taspo なしでたばこを入手できるコンビニエンスストアの位置づけが大きくなってきた。現状では、たばこ販売全体の約 2/3 がコンビニストアとなっている[5]。自動販売機の販売比率は、設置主のたばこ販売店における対面販売を含めても、約 20%にとどまっている。

taspo による成人認証や、店頭販売時たばこを買う客への年齢確認が販売者に義務づけられたことによって、未成年者の喫煙による補導件数は減少している[7]。taspo が導入された 2008 年の前後は、とりわけ減少幅が大きくなっていった。

3. 不正取引

たばこ税の引き上げや販売の規制にともなって、税金逃れを目的としたたばこ製品の不正取引の発生や増加が懸念されるところである。

世界保健機関(WHO)は、世界で消費されている紙巻きたばこ 10 本に 1 本が密輸や偽造など不法取引によるものだと警告し、各国に対策強化を促す声明を出した。こうしたたばこ製品の不法取引によって世界で年間推定 310 億ドル(約 3 兆 8 千億円)の税収が失われているという[8]。不正取引から、たばこ業界や犯罪組織が不当な利益を得て、そのツケ、たとえば保険や医療保障にかかるコストを、一般社会が払わされることになる。さらには、不正取引により安価なたばこが出回れば、未成年や収入の少ない若者らのたばこ消費量を増やす要因もなりうる。

WHO は、毎年 5 月 31 日、『世界禁煙デー10』というグローバル・キャンペーンを行い、喫煙による健康被害に焦点を当て、効果的な対策を提唱している。

テーマは毎年変わるが、2015 年は『タバコの不法取引を止めよう』が掲げられ、不法取引を無くすよう各国に呼びかけが行われた。

わが国においても、実際に次に挙げられるようなニュースが報道されており、不正取引と無縁とはい切れない状況にある。

不正輸入

闇たばこ販売

JT 子会社、代理業者が関与した密貿易 [9]

JT 子会社による経済制裁逃れ

4. 国際たばこ資本の再編

たばこ市場の寡占化

たばこ産業は、大手企業のグローバル展開が進んでいる代表的な業種となっており、世界的に国際大手企業による寡占化が進んでいる [1]。

日本たばこ産業株式会社 (JT) は、RJR インターナショナル (RJRI、米国)、ギャラハー (英国) の 2 回の大型買収を成功させ、現在は、世界 3 位の国際たばこ資本に成長している [9]。

一方、この間に米国では、たばこ訴訟による懲罰的な賠償が業界に影響を与えた。たばこ産業では、米国内と米国外の販売権や事業を分割することも主流となっている。世界首位ブランドのマールポロを有するフィリップモリス (PM、親会社はアルトリア、米国) は、米国外の海外販売をフィリップモリスインターナショナル (PMI) に分社化した。

M&A (買収、合併) を通じた JT 海外事業の成長

1999 年、JT は RJR ナビスコから、米国以外のたばこ事業を統括する RJRI を 78 億ドル (当時のレート換算で約 9400 億円) で買収した [10]。1998 年時点では 200 億本で頭打ちとなっていた海外たばこ事業は、RJRI 買収により事業量を 10 倍に拡大させた。さらに、2007 年、英国ギャラハー社を約 2 兆 2000 億円 (取得額にギャラハー社の純有利子負債を含めた買収総額) を買収した。

JT、苦戦する多角化とたばこ事業への回帰

その一方で、医薬品、飲料、加工食品は、あわせても連結売上高の 20% に満たない。さらに営業利益で見ると、より一層たばこに依存していることがわかる。

医薬事業や飲料事業は赤字傾向が続いており、冷凍食品を中心とする加工食品事業も営業利益は僅かである [11]。

このような状況下で JT は、2015 年、米国レイノルズアメリカン (RJR) が持つナチュラル・アメリカン・スピリットの米国外事業の買収 [12]、および飲料の自動販売機事業の売却と撤退 [13] を相次いで発表した。

D. 考察

コンビニエンスストアにとってもたばこの位置づけは大きくなってきており、商品種類別の販売金額としてたばこの金額および割合を公表しているローソンでは、たばこが全体の売上の約 4 分の 1 になっている [6]。割合の推移を見ると、TASPO 導入の影響が考えられる 2008 年 2 月期から 2009 年 2 月期、およびたばこ増税 (2010 年 10 月) の影響が考えられる 2010 年 2 月期から 2012 年 2 月期において、たばこの割合が上昇していることが見てとれる。

JT グループは、事業ポートフォリオの入れ換えにより、たばこ事業への傾斜は一段と強まっている。

たばこ事業について、

- ・ まだまだアジア、アフリカ、中南米に進出余地があること
- ・ これらの白地地域に加え、わが国やロシアなど市場シェアの高い地域で、たばこの価格が他の先進国と低いために値上げの余地があることから、「まだまだたばこで飯が食える」と JT 経営陣は認識しているとされる [14]。2016 年 4 月 1 日から、メビウスの国内販売価格が 440 円へ 10 円値上げされる予定である [15]。JT が主力商品を増税時以外に値上げするのは始めてであり、今後の動向注目されている。

E. 結論

たばこ産業は国際大手企業による寡占化が進んでいる。JT も 2 度の大型 M&A を成功させて、世界第 3 位の国際企業グループへ成長している。

国内では、2008 年の taspo 導入によって、販売の主役が自動販売機からコンビニエンスストアへと変化してきた。たばこ耕作農家や全国たばこ販売協同組合連合会に加入する小売販売店は、数を減らしてい

る。

引用文献

- 1) 財務省財政制度等審議会たばこ事業等分科会(第29回)資料(平成27年5月29日開催)
http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_tabacco/proceedings/material/tabakoa270529.pdf
- 2) 財政制度等審議会『たばこ関連産業への国の関与の在り方、日本たばこ産業株式会社の保有の在り方および同株式の処分の可能性について(中間報告)』平成27年6月22日
[http://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html](http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_tabacco/report/tabakoa270622.pdf#search=%E3%81%9F%E3%81%B0%E3%81%93%E9%96%A2%E9%80%A3%E7%94%A3%E6%A5%AD%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%9B%BD%E3%81%AE%E9%96%A2%E4%B8%8E%E3%81%AE%E5%9C%A8%E3%82%8A%E6%96%B9%E3%80%81%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%9F%E3%81%B0%E3%81%93%E7%94%A3%E6%A5%AD%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%AE%E4%BF%9D%E6%9C%89%E3%81%AE%E5%9C%A8%E3%82%8A%E6%96%B9%E3%81%8A%E3%82%88%E3%81%B3%E5%90%8C%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E3%81%AE%E5%87%A6%E5%88%86%E3%81%AE%E5%8F%AF%E8%83%BD%E6%80%A7%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E4%B8%AD%E9%96%93%E5%A0%B1%E5%91%8A%EF%BC%89'3) 新貝康司『JTのM&A 日本企業が世界企業に飛躍する教科書』日経BP社(2015年)4) 公益財団法人健康・体力づくり事業財団:厚生労働省の最新たばこ情報・統計情報・健康ネット
<a href=)
- 5) 第4回東京都受動喫煙防止検討会資料(日本たばこ産業株式会社資料)平成27年2月12日
- 6) 株式会社ローソン 統合報告書、アニュアルレ

ポート(2004年~2014年)

- 7) 警察庁生活安全局少年課『少年非行情勢(平成26年1~12月)』
- 8) 日本禁煙学会:JT International (JTI)による密輸事件についての調査要請(2011年)
- 9) 新貝康司『JTのM&A 日本企業が世界企業に飛躍する教科書』日経BP社、2015年
- 10) JT ホームページ「大卒以上総合職採用サイト2015 JT について」
<http://www.jti.co.jp/recruit/fresh/sogo/2015/about/ma/index.html>
- 11) JT アニュアルレポート 2014年
http://www.jti.co.jp/DEF990D4-C922-4267-BC73-3ED7A08624AE/FinalDownload/DownloadId-C44C8C2EC745CED590A9367A12D32878/DEF990D4-C922-4267-BC73-3ED7A08624AE/investors/library/annualreport/pdf/annual.fy2014_J_all.pdf
- 12) JT プレスリリース「Natural American Spirit 米国外たばこ事業の取得について」2015年9月29日
http://www.jti.co.jp/investors/press_releases/2015/pdf/20150929_J01.pdf
- 13) JT プレスリリース「JT 飲料製品の製造販売事業からの撤退について」2015年2月4日
http://www.jti.co.jp/investors/press_releases/2015/pdf/20150204_J01.pdf
- 14) 週刊ダイヤモンド 2015年6月20日号
- 15) JT プレスリリース「一部銘柄の小売定価改定の認可申請について」2016年1月22日
http://www.jti.co.jp/investors/press_releases/2016/pdf/20160122_J01.pdf

F. 健康危険情報

(総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし